

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止に係る株主への周知等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では本年3月25日に「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」を公表し、株券等の普通取引において基準日等が設定される場合に行われる売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い(5日目決済)や、株式併合等に伴って行われる効力発生日の4日前の日から効力発生日の前日までの間の売買停止(期間売買停止)を廃止することについて広く意見の募集を行いました<sup>1</sup>。

この結果を踏まえ、平成21年11月16日(月)をその実施予定日といたします(別紙参照)のご通知申し上げます<sup>2</sup>。

本件が予定どおり実施されますと、平成21年11月19日(木)以降に設定される基準日について、普通取引の権利付最終日は基準日等の3営業日前の日となります(現行は基準日等の4営業日前の日となっております)。

議決権や配当等の基準日に係る日程についての株主や投資者への周知は、IRの観点からも非常に重要であると考えられますので、貴社におかれましても、本件日程等の変更を踏まえた株主等からのお問合せに対する適切な情報提供等にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、実施予定日(11月16日)から同日の普通取引の決済日(11月19日)までの間に基準日が設定される場合には、株主や投資者において5日目決済の有無につき誤解が生ずる可能性もございます。したがいまして、当該期間における基準日の設定については、可能な限りお控えいただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1 <http://www.nse.or.jp/> (規則関連情報>パブリックコメント)をご参照ください。

2 本件の実施のために必要となります規則改正は、本年秋を目途に行う予定です。

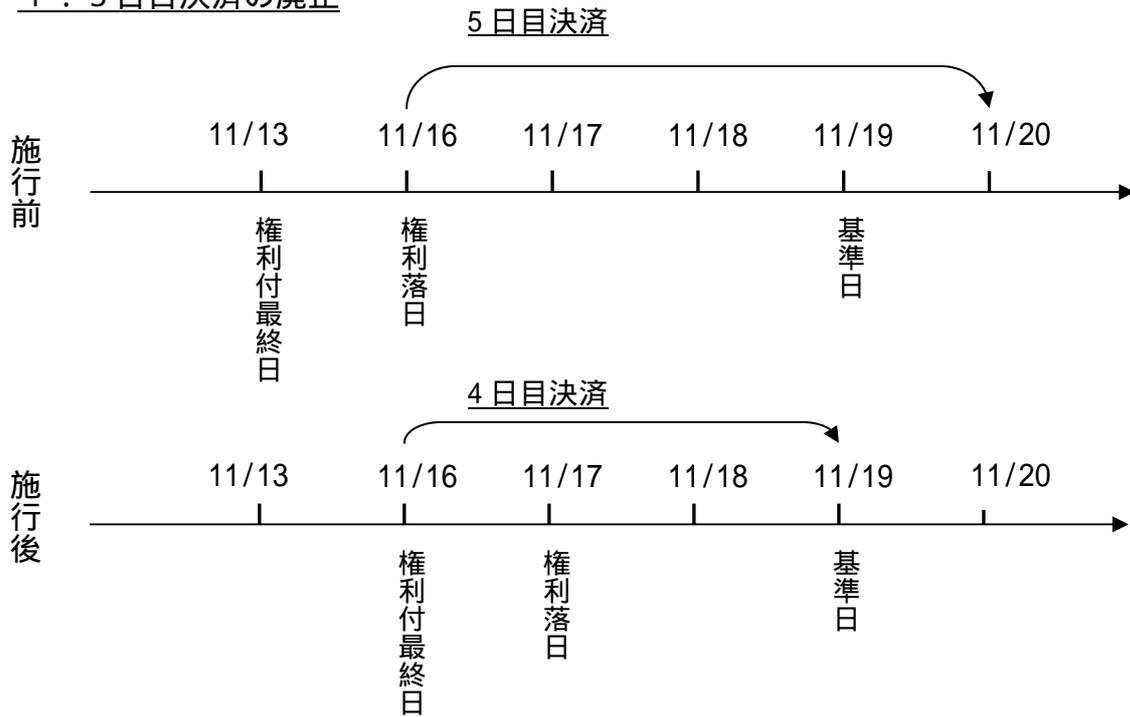
敬具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ(上場監理担当)  
TEL: 052-262-3174  
E-mail: syoken@nse.or.jp

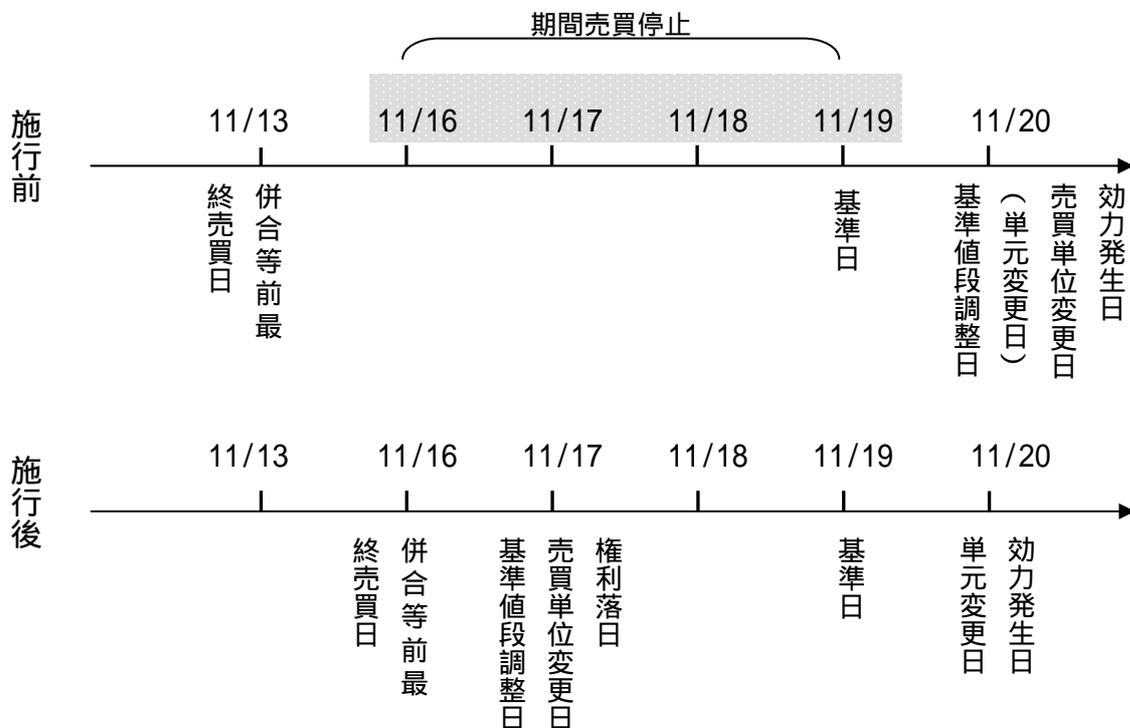
5 日目決済及び期間売買停止の廃止の施行日について（日程イメージ）

1. 5 日目決済の廃止



・ 11/16 より施行される場合には、11/19 基準日分より 5 日目決済が廃止される。

2. 期間売買停止の廃止



・ 11/16 より施行される場合には、11/19 基準日分より期間売買停止が廃止される。

・ 11/16 より前に期間売買停止が開始されるものについては、11/16 後も期間売買停止を行う（11/18 までは期間売買停止とされることがある。）。